

「令和6年度 茨城県児童生徒保健統計調査票」作成上の注意点

- 1 「在籍数」は、令和6年5月1日現在とする。
- 2 「調査対象者」は、在籍する満6歳から17歳（令和6年4月1日現在）までの児童及び生徒とする。
 ※調査対象年齢と学年が対応しない児童生徒は除く。また、疾病その他やむを得ない事由によって、健康診断等を受けることができなかった児童生徒がいる場合、調査対象者から除外する。調査対象年齢と学年の対応表は、下記に表示する。
- 3 令和6年5月2日以降の転入生は調査対象者数に含まない。
- 4 「在籍数」 \geq 「調査対象者数」 \geq 「検査者数」となる。
- 5 「検査者数」は、その検査を1項目でも受けていれば検査者数に入れる。
- 6 入力は、書式やフォントを変更しない。
- 7 調査票の網掛けの欄は入力しない。
- 8 データ入力後、確認リストで入力に間違いがないかを確認する。

【調査対象年齢と学年対応表】

区分		満年齢
小学校及び義務教育学校 (第1～6学年)	第1学年	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
	6	11
中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校 (第7～9学年) 県立中学校(※)	第1(7)学年	12
	2(8)学年	13
	3(9)学年	14
高等学校及び中等教育学校の後期課程	第1学年	15
	2	16
	3	17

《文部科学省 学校保健統計調査の手引き 調査の範囲・対象 参照》

※ 茨城県立中学校も同等に取り扱う。

1 肥そう度

- (1) 肥そう度は、村田式で算出する。健康度判定、保健関係ソフト等で算出したデータを使用してもよい。
 なお、健康度判定、保健関係ソフト等で少数第1位まで算出した場合は、以下の表1の区分とする。

(表1)

－20%以下	やせ
－20%超～＋20%未満	普通
20%以上30%未満	軽度肥満
30%以上～50%未満	中等度肥満
50%以上	高度肥満

- (2) 肥そう度の各項目の合計人数と肥そう度の検査者数が合っているか確認する。

2 内科

- ・ 内科の疾病異常の判定は、定期健康診断での学校医によるものとする。また、医師の診断を受けている慢性疾患の者や保健調査票等で把握した者も加える。(アトピー性皮膚炎、アレルギー性眼疾患、アレルギー性鼻炎 等)
- ・ 「花粉症」は、アレルギー性眼疾患とアレルギー性鼻炎の両方に計上する。
- ・ 耳鼻咽喉科、眼科を内科校医が診ている場合でも、実施したこととする。
- ・ 全て疾病異常者数は、項目ごとの人数で計上する。(例えば、1人で「麦粒腫」と「斜視」の両方の疾患・異常があった場合でも「その他の眼疾患・異常」は「1」とカウントする。)

- (1) 「栄養不良」は内科検診時に、栄養不良又はやせと判定された者。
- (2) 「肥満傾向」は内科検診時に、肥満又は肥満傾向と判定された者。
- (3) 「脊柱側弯症」は側弯症と判定された者。「脊柱側弯の傾向又は疑い」は側弯傾向や疑いがあると判定された者。
- (4) 「胸郭異常」は、扁平胸、漏斗胸、鳩胸等と判定された者。
- (5) 「四肢の疾患・異常」は、野球肩、野球肘、オスグッド病、大腿骨頭すべり症、ペルテス病、発育性股関節形成不全(先天性股関節脱臼)等と判定された者。
- (6) 「その他の眼疾患・異常」は「アレルギー性眼疾患」以外の眼疾患・異常の者。
(例：流行性角結膜炎、麦粒腫、斜視、睫毛内反症、片目失明等)
- (7) 「その他の皮膚疾患」は、アトピー性皮膚炎以外の皮膚疾患と判定された者。
- (8) 「耳疾患」は、難聴以外の耳疾患・異常の者。
(例：中耳炎、メニエール病、耳かいの欠損、耳垢栓塞等)
- (9) 「口腔咽喉頭疾患・異常」は、口蓋裂、舌小帯異常、アデノイド、扁桃肥大、咽頭炎等と判定された者。歯科検診で歯科医師に同じ疾患・異常名を判定された場合は、「歯科」の「その他の疾患・異常」の欄に計上する。
- (10) 「その他の鼻・副鼻腔疾患」は、慢性副鼻腔炎、鼻ポリープ、慢性鼻炎等と判定された者。

3 視力

- (1) 「検査者数」= A + B + C + D + 「眼鏡装用等で裸眼視力未測定者数」 + 「測定困難で裸眼視力未測定者数」
- (2) 「裸眼視力」は、左右の視力で低い方の視力で分類する。測定時に眼鏡やコンタクト等を使用していない場合は、裸眼視力として扱う。
- (3) 「測定困難で裸眼視力未測定者数」とは、視力検査を実施したが判定できなかった者。

4 聴力

「難聴」は、オーディオメータを使用して検査をし、両耳とも、1000Hz において 30 dB、または 4000Hz において 25 dBの音が聴取できなかった者。

5 歯科

- (1) 「検査者数」= 「う歯のない者」 + 「処置完了者」 + 「未処置者」
- (2) 「う歯処置完了者」は、乳歯・永久歯のう歯の処置が完了している者。「う歯未処置者」は、乳歯・永久歯のう歯が未処置である者。
- (3) COは、健全歯とする。
- (4) 「顎関節」は、「顎関節」が「**2 (専門医による診断が必要)**」と判定された者。
- (5) 「歯列・咬合」は、「歯列・咬合」が「**2 (専門医による診断が必要)**」と判定された者。
- (6) 「歯垢の状態」は、「歯垢の状態」が「**2 (相当の付着がある)**」と判定された者。
- (7) 「歯肉の状態」は、「歯肉の状態」が「**2 (専門医による診断が必要)**」と判定された者。

- (8) 「その他の疾病・異常」は、学校歯科医が上記以外の歯・口腔の疾患・異常と判定した者。
(例：**要注意乳歯**、癒合歯、口角炎、口唇炎、口内炎、唇裂、口蓋裂、舌小帯異常、だ石等)
※歯石のみ及び歯周疾患要観察者（GO）は含まない。

疾病異常者数は、項目ごとの実数で計上する。(例えば、1人で「要注意乳歯」と「口内炎」の両方の疾患・異常があった場合でも「その他の疾病・異常」は「1」とカウントする。)

6 結核

小・中学校の場合

- (1) 検査者数は問診票提出者数とする。
- (2) 「精密検査対象者数」は精密検査の対象と判定された者。

高等学校の場合

- (1) 「検査者数」はX線間接撮影を受けた者。
- (2) 「要精密検査と判定された人数」はX線間接撮影の結果、**結核の疑いで**要精密検査と判定された者。

7 心臓

「心電図異常者数」は、心電図検査の結果、異常と判定された者。(ここでいう異常とは医師が心電図所見を見て、異常と判断した者。または精密検査を要する者をいう。単に心電図所見を記入しただけのみで、特に医師が問題を指摘していなければ正常として取り扱う。)

8 尿

「尿蛋白検出者数」「尿糖検出者数」とも一次検査の結果、陽性と判定された者。

9 その他

全て疾病異常者数は、項目ごとの実数で計上する。(例えば、1人で「吃音」と「口蓋裂」の両方の疾患・異常があった場合でも「言語障害」は「1」とカウントする。)

- (1) 「結核」は、定期健康診断で発見された者、および医師により結核と診断されている者、以前から結核で療養している者。
- (2) 「心臓の疾患・異常」は、医師に心臓の疾患・異常と判定された者。
(例：心膜炎、心包炎、心内膜炎、弁膜炎、狭心症、心臓肥大、その他の心臓の疾病・異常)
※心音不順、心雑音および心電図のみの異常は含まない。
- (3) 「腎臓の疾患」は、急性腎炎、慢性腎炎、ネフローゼ等の腎臓疾患と判定されている者。尿検査のみの異常は含まない。
- (4) 「ぜん息」は、既往のある者ではなく、実際に現在の年齢でも症状があり、必要時に治療等を行っている者。
- (5) 「言語障害」は、話し言葉の働きに障害のある者。吃音、発音・発声の異常（聞き手が理解しにくい程度の発音や声の障害）、口蓋裂、脳性麻痺等に伴う言葉の異常、難聴による発音の異常、情緒的原因による緘黙症、自閉症や言語中枢に障害のある失語症等。
- (6) 「身体虚弱」は、身体虚弱と判定された者。
- (7) 「その他の疾病・異常」は、いずれの調査項目にも該当しない疾病及び異常のある者。

【症状例】

貧血、てんかん、ダウン症、筋ジストロフィー、多発性硬化症、起立性調節障害、卵巣嚢腫、うつ病、無脾症候群（脾臓無）、食物アレルギー、非骨化性線維腫、脳波異常、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害）、痙攣、周期嘔吐症、好中球減少症、チック など

ただし、以下の者は含まない。

- ・花粉症（アレルギー性眼疾患、アレルギー性鼻炎の両方に計上する。）
- ・川崎病既往のみ

《 参 考 》 標準体重計算式と村田式肥そう度

肥そう度は下の計算方法で算出します。

- 標準体重＝係数1×身長－係数2
- 肥そう度＝（実際の体重－標準体重）÷標準体重×100（％）

肥そう度測定係数

男子

年齢	係数1	係数2
6才	0.461	32.382
7才	0.513	38.878
8才	0.592	48.804
9才	0.687	61.390
10才	0.752	70.461
11才	0.782	75.106
12才	0.783	75.642
13才	0.815	81.348
14才	0.832	83.695
15才	0.766	70.989
16才	0.656	51.822
17才	0.672	53.642

女子

年齢	係数1	係数2
6才	0.458	32.079
7才	0.508	38.367
8才	0.561	45.006
9才	0.652	56.992
10才	0.730	68.091
11才	0.803	78.846
12才	0.796	76.934
13才	0.655	54.234
14才	0.594	43.264
15才	0.560	37.002
16才	0.578	39.057
17才	0.598	42.339